



浄水水质検査結果書

令和 8 年 9 月 18 日

神流町長 坂本 英夫

様

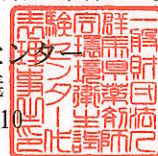
令和 8 年 9 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七

代表理事 天田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	麻生浄水場				
水源名称					
採水場所	大寄公園				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和8年9月10日 9時06分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田		
天候	(前日) 雨 (当日) 雨	気温(℃)	20.0	水温(℃)	27.0 遊離残留塩素(mg/L) 0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年9月10日 ~ 令和8年9月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水质検査結果書

令和 8 年 9 月 18 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 8 年 9 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	万場第1浄水場						
水源名称							
採水場所	塩沢公衆トイレ						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 9 月 10 日 9 時 49 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田				
天 候	(前日) 雨 (当日) 雨	気温(℃)	20.5	水温(℃)	19.5	遊離残留塩素(mg/L)	0.30
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年9月10日 ～ 令和8年9月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行目 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水质検査結果書

令和 8 年 9 月 18 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 8 年 9 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	小平浄水場						
水源名称							
採水場所	フォレストベース						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 9 月 10 日 10 時 15 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 菊田				
天 候	(前日) 雨 (当日) 雨	気温 (℃)	20.0	水温 (℃)	21.0	遊離残留塩素 (mg/L)	0.60
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年9月10日 ~ 令和8年9月15日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水质検査結果書

令和 8 年 9 月 18 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 8 年 9 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	間物浄水場				
水源名称					
採水場所	瀬林公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 9 月 10 日 11 時 50 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村、五十嵐		
天 候	(前日) 雨 (当日) 雨	気温 (℃)	21.0	水温 (℃)	20.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.30
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年9月10日 ~ 令和8年9月14日	検査責任者	水質検査部門管理者	山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------	-------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行目 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

令和 8 年 9 月 18 日

神流町長 坂本 英夫

様

令和 8 年 9 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



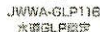
水道名称	橘倉浄水場				
水源名称					
採水場所	西部生活改善センター				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 9 月 10 日 9 時 45 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村、五十嵐		
天 候	(前日) 雨 (当日) 雨	気温 (℃)	20.0	水温 (℃)	19.5 遊離残留塩素 (mg/L) 0.60
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年9月10日 ~ 令和8年9月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水质検査結果書

令和 8 年 9 月 18 日

神流町長 坂本 英夫

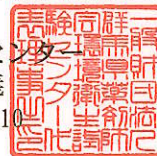
様

令和 8 年 9 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	八倉浄水場						
水源名称							
採水場所	平原1407番地						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 9 月 10 日 9 時 30 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村、五十嵐				
天 候	(前日) 雨 (当日) 雨	気温 (℃)	20.0	水温 (℃)	20.0	遊離残留塩素 (mg/L)	0.10
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年9月10日 ～ 令和8年9月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

令和 8 年 9 月 18 日

神流町長 坂本 英夫

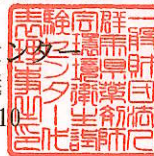
様

令和 8 年 9 月 10 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七
代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	山室浄水場				
水源名称					
採水場所	公民館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 9 月 10 日 10 時 10 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	クシダ工業株式会社 木村、五十嵐		
天 候	(前日) 雨 (当日) 雨	気温 (℃)	17.0	水温 (℃)	18.5 遊離残留塩素 (mg/L) 0.30
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年9月10日 ～ 令和8年9月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	-----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水質基準項目		水質基準値	検査方法	報告下限値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法 別表第1	—
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法 別表第2	—
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.0003 mg/L
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法 別表第7	0.00005 mg/L
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.001 mg/L
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.001 mg/L
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.001 mg/L
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.002 mg/L
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.004 mg/L
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	IC-PC法 別表第12	0.001 mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.1 mg/L
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.05 mg/L
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.1 mg/L
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.0002 mg/L
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.005 mg/L
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.002 mg/L
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.001 mg/L
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.001 mg/L
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.001 mg/L
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOS及びPFOA)	0.00005 mg/L以下	固相抽出-HPLC-MS法 別表第45	0.000005 mg/L
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.001 mg/L
22	塩素酸	0.6 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.06 mg/L
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第17	0.002 mg/L
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.001 mg/L
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第17	0.002 mg/L
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.001 mg/L
27	臭素酸	0.01 mg/L以下	IC-PC法 別表第18	0.001 mg/L
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに23の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる方法	0.001 mg/L
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第17	0.002 mg/L
30	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.001 mg/L
31	プロモホルム	0.09 mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法 別表第14、別表第15	0.001 mg/L
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第19	0.008 mg/L
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.01 mg/L
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.02 mg/L
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.03 mg/L
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.01 mg/L
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.1 mg/L
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	0.005 mg/L
39	塩化物イオン	200 mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン) 別表第13	0.2 mg/L
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	ICP-MS法 別表第6	1 mg/L
41	蒸発残留物	500 mg/L以下	重量法 別表第23	1 mg/L
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	固相抽出-HPLC法 別表第24	0.02 mg/L
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法 別表第25	0.000001 mg/L
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	PT-GC-MS法 別表第25	0.000001 mg/L
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	固相抽出-吸光光度法 別表第28	0.005 mg/L
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法 別表第29	0.0005 mg/L
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	全有機炭素計測定法 別表第30	0.2 mg/L
48	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 別表第31	—
49	味	異常でないこと	官能法 別表第33	—
50	臭気	異常でないこと	官能法 別表第34	—
51	色度	5度以下	透過光測定法 別表第36	0.5 度
52	濁度	2度以下	積分球式光電光度法 別表第41	0.1 度

一般財団法人群馬県薬剤師会環境衛生試験センター